

令和2年度(令和元年年分) 市民税・県民税申告の手引き

市民税・県民税申告が必要な方

令和2年1月1日現在で長岡市内にお住まいの方(ただし、以下の「市民税・県民税申告が不要な方」のいずれかに該当する場合は除きます。)

市民税・県民税申告が不要な方

- ①所得税の確定申告をする方
- ②給与収入のみで勤務先から長岡市へ給与支払報告書の提出がある方
※ 提出の有無は勤務先に確認してください。
- ③公的年金等の収入のみの方
- ④収入がない方
- ⑤障害年金、遺族年金等の非課税所得のみの方
※ ④及び⑤に該当する方は申告の義務はありませんが、国民健康保険料等の各種保険料や保育料といった各種制度の判定に影響が出たり、所得・課税証明書の即時発行ができないといった支障をきたすことがありますので、申告書の提出をお勧めします。

申告時に必要なもの

- ①令和2年度(令和元年年分)市民税・県民税申告書
- ②マイナンバーカード又は通知カードと身元確認書類(運転免許証、健康保険証等)
※ 申告書「個人番号」欄については、記載がない場合も申告書として有効です。
- ③印鑑
- ④収入に関する証明書(給与又は公的年金等の源泉徴収票、個人年金の支払証明書等)
- ⑤営業、農業、不動産収入があった方は、作成済みの収支内訳書
- ⑥各種控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金等)に関する証明書や領収書
- ⑦医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書や医療保険者が発行する医療費通知書等
※ ただし、今回申告分までは医療費の領収書の添付又は提示による申告が可能です。

●収入及び所得について(平成31年1月1日から令和元年12月31日までの分について計算してください。)

営業等	製造業、卸売業、小売業、建設業、飲食店業、外交員、サービス業、私塾の経営などから生ずる所得 (収入金額－必要経費＝所得金額)
農業	米、野菜、果樹などの栽培又は生産などから生ずる所得 (収入金額－必要経費＝所得金額)
不動産	土地や建物の貸付けにより生ずる所得(受取小作料も該当します。) (収入金額－必要経費＝所得金額)
利子	公社債や預貯金の利子等の所得(源泉徴収されているものを除く。) (収入＝所得金額)
配当	法人から受ける剰余金の配当、公募証券投資信託等の収益の分配などの所得(上場株式分は源泉徴収により原則申告不要です。) (収入金額－元本取得のために要した負債の利子＝所得金額)
給与	給料、俸給、賃金などの所得 収入から一定の計算式で所得金額を計算します。(計算方法については、次項表1参照)
雑	公的年金等 国民年金、厚生年金、共済年金等の所得 収入から一定の計算式で所得金額を計算します。(計算方法については、次項表2参照)
	その他 個人年金、講演料、原稿料、シルバー人材センターの配分金など、他の所得にあてはまらない所得 (収入金額－必要経費＝所得金額)
総合譲渡	機械、車両、ゴルフ会員権等の資産の譲渡による所得 取得の日からの保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 (収入金額－必要経費－特別控除(最高50万円)＝所得金額)
一時	生命保険契約の満期・解約による一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得 (収入金額－必要経費－特別控除(最高50万円)＝所得金額)
分離	土地、建物、株式等の譲渡による所得 ※ 分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」を合わせて提出してください。詳しくは、市民税課までお問い合わせください。

◎総合長期譲渡所得と一時所得の課税対象となるのは、「収入金額－必要経費－特別控除(最高50万円)」の1/2の金額です。

◎事業専従者：生計を一にする配偶者、その他15歳以上の親族で、事業に専ら従事した期間が1年のうち6か月を超える場合は、

①と②のいずれか少ない金額をその事業に係る所得金額から控除できます。

①配偶者：86万円、その他の親族：50万円 ②(収入金額－必要経費)÷(事業専従者数+1)

※ 事業専従者である配偶者や親族を、配偶者(特別)控除や扶養控除の対象とすることはできません。

表1 給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額	
～ 650,999円	0	1,628,000円～1,799,999円	収入金額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨てる。 (算出金額：A)	「A×2.4」
651,000円～1,618,999円	収入金額－650,000円	1,800,000円～3,599,999円		「A×2.8－180,000円」
1,619,000円～1,619,999円	969,000円	3,600,000円～6,599,999円		「A×3.2－540,000円」
1,620,000円～1,621,999円	970,000円			
1,622,000円～1,623,999円	972,000円	6,600,000円～9,999,999円	収入金額×0.9－1,200,000円	
1,624,000円～1,627,999円	974,000円	10,000,000円以上	収入金額－2,200,000円	

表2 公的年金等に係る雑所得の速算表 < 所得金額=A×B－C >

年齢区分	A 公的年金等の収入金額の合計額	B 割合	C 控除額
65歳未満の方 (昭和30年1月2日以後に生まれた方)	～1,299,999円	100%	700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
65歳以上の方 (昭和30年1月1日以前に生まれた方)	～3,299,999円	100%	1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

※ 計算上マイナスとなる場合は0円になります。

※ 遺族年金・障害年金は非課税所得ですので申告は不要です。

●所得控除(所得から差し引かれる金額)及び税額控除(税額から差し引かれる金額) ※ 小数点以下切上

社会保険料控除	<p>前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等を支払った場合は、全額を控除できます。</p> <p>※ 配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた社会保険料は控除対象外です。</p>																				
小規模企業共済等掛金控除	<p>前年中に小規模企業共済法に規定する共済契約の掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金及び心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、全額を控除できます。</p>																				
生命保険料控除	<p>前年中に一定の生命保険料、介護医療保険料又は個人年金保険料を支払った場合は、下表の計算式で計算した控除額を控除できます。</p> <p style="text-align: center;"> <<平成23年12月31日以前契約(旧契約)保険料>> <<平成24年1月1日以後契約(新契約)保険料>> </p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> <th>支払った保険料の金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>15,001円～40,000円</td> <td>支払った保険料の金額 ×0.5+7,500円</td> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払った保険料の金額 ×0.5+6,000円</td> </tr> <tr> <td>40,001円～70,000円</td> <td>支払った保険料の金額 ×0.25+17,500円</td> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払った保険料の金額 ×0.25+14,000円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p> <一般の生命保険料> 旧契約で支払った保険料を上表に当てはめて計算した控除額 ……① 新契約で支払った保険料を上表に当てはめて計算した控除額 ……② ① + ② ……③(限度額 28,000円) ①と③のいずれか大きい額 ……(ア) </p> <p> <介護医療保険料(新契約のみ)> 新契約で支払った保険料を上表に当てはめて計算した控除額 ……(イ) </p> <p> <個人年金保険料> 旧契約で支払った保険料を上表に当てはめて計算した控除額 ……① 新契約で支払った保険料を上表に当てはめて計算した控除額 ……② ① + ② ……③(限度額 28,000円) ①と③のいずれか大きい額 ……(ウ) </p> <p>(ア)+(イ)+(ウ)=生命保険料控除額(限度額70,000円)</p>	支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額	15,000円以下	支払った保険料の全額	12,000円以下	支払った保険料の全額	15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 ×0.5+7,500円	12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 ×0.5+6,000円	40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 ×0.25+17,500円	32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 ×0.25+14,000円	70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額																		
15,000円以下	支払った保険料の全額	12,000円以下	支払った保険料の全額																		
15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 ×0.5+7,500円	12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 ×0.5+6,000円																		
40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 ×0.25+17,500円	32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 ×0.25+14,000円																		
70,001円以上	35,000円	56,001円以上	28,000円																		

前年中に地震保険料を支払った場合には、下表の計算式で計算した控除額を控除できます。

区 分	支払った保険料の金額	控 除 額
A 地震保険料	50,000円以下	支払った保険料の金額×0.5
	50,001円以上	25,000円
B 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,001円～15,000円	支払った保険料の金額×0.5+2,500円
	15,001円以上	10,000円
AとBの控除額の合計額(限度額25,000円)		

※ 1つの保険契約がAとBのいずれにも該当する場合はいずれか一方を選択してください。

あなたやあなたの同一生計配偶者や扶養親族が障害者である場合、下表の金額を控除できます。

- ①障害者
(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級、障害者控除対象者認定書における障害者など)
②特別障害者
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、障害者控除対象者認定書における特別障害者など)

区分	控除額	
	本人	同一生計配偶者又は扶養親族
障害者	260,000円	260,000円
特別障害者	300,000円	300,000円
同居特別障害者		530,000円

※ 同居特別障害者…特別障害者であつたあなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方

寡婦控除

- ①あなたが夫と死別・離婚した後再婚をしていない方で、扶養親族又は生計を一にしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子がいる場合(一般寡婦) →260,000円
②あなたが夫と死別後再婚をしていない方で、合計所得金額が500万円以下の場合(一般寡婦) →260,000円
③上記①のうち扶養親族である子がいる方で、合計所得金額が500万円以下の場合(特別寡婦) →300,000円

寡夫控除

あなたが妻と死別・離婚した後、再婚をしていない、かつ生計を一にしている総所得金額等の合計額が38万円以下の子がいる方で、合計所得金額が500万円以下の場合 →260,000円

勤労学生控除
(証明書等必要)

あなたが大学や高校等の学生や生徒で、自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得、雑所得があり、かつ合計所得金額が65万円以下で、自己の勤労に基づかない所得が10万円以下の場合 →260,000円

配偶者控除

令和元年12月31日(年の中途で死亡した方は死亡した日)現在、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者を除く)を同一生計配偶者といいます。また、同一生計配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下の場合には控除対象配偶者といい、下表の控除額を控除できます。

区 分	該 当 者	控除額
配 偶 者	下記以外の方	330,000円*
老 人 配 偶 者	昭和25年1月1日以前に生まれた方	380,000円*

※ 配偶者控除では、申告者の合計所得金額が一定の範囲にある場合、減額されて適用されます。

合計所得金額が ①900万円まで…減額なし ②950万円まで…22万円(26万円)

③1,000万円まで…11万円(13万円) ※ 括弧内は老人配偶者の適用額です。

配偶者特別控除

あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者(事業専従者である場合を除く)の前年中の合計所得金額が38万円超123万円以下の場合には、下表の控除額を控除できます。

金合申 計告 所得の	配偶者の合計所得金額								
	38万円超 90万円以下	90万円超 95万円以下	95万円超 100万円以下	100万円超 105万円以下	105万円超 110万円以下	110万円超 115万円以下	115万円超 120万円以下	120万円超 123万円以下	123万円超
900万円以下	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	
900万円超 950万円以下	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	
950万円超 1,000万円以下	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	

扶養控除

令和元年12月31日(年の中途で死亡した方は死亡した日)現在、あなたと生計を一にする親族(配偶者を除く)で、前年中の合計所得金額が38万円以下の場合には、下表の控除額を控除できます。

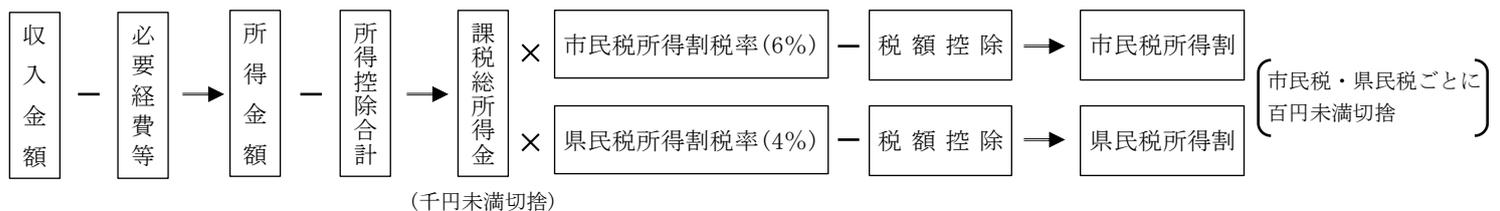
区 分	該 当 者	控除額
一般扶養親族	平成13年1月2日～平成16年1月1日に生まれた方 昭和25年1月2日～平成9年1月1日に生まれた方	330,000円*
特定扶養親族	平成9年1月2日～平成13年1月1日に生まれた方	450,000円
老人扶養親族	昭和25年1月1日以前に生まれた方	380,000円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方	450,000円

※ 16歳未満(平成16年1月2日以後に生まれた方)は扶養控除対象外です。

基礎控除	すべての納税者が一律で33万円を控除することができます。									
雑損控除 (領収書必要)	前年中に災害、盗難等により家屋や家財に損失を受けた場合は、下記計算式によって、①か②のいずれか多い金額を控除できます。 計算式：①(損害金額 - 保険金等による補填額) - (総所得金額等の合計額×10%) ②(損害金額 - 保険金等による補填額)のうち、災害関連支出の金額 - 5万円									
医療費控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費について、①か②のいずれかを選択し、控除することができます。 ①(支払った医療費 - 保険金等による補填額) - (総所得金額等の合計額の5%の額と10万円のいずれか少ない金額) (上限200万円) ② $\left[\begin{array}{l} \text{特定一般用医薬品} \\ \text{(スイッチ OTC 医薬品)} \end{array} \right]$ の購入金額 - 保険金等による補填額 - 12,000円 (上限88,000円)									
調整控除	所得税と住民税の人的控除額の差に基づく税負担増を調整するため、住民税額から控除します。詳しくは、市民税課までお問い合わせください。									
配当控除	法人税との二重課税を排除する趣旨で配当所得に対して下表の率を掛けた金額を住民税額から控除します。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>課税所得金額</th> <th>市民税</th> <th>県民税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下の部分</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超える部分</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> </tr> </tbody> </table>	課税所得金額	市民税	県民税	1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%	1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%
課税所得金額	市民税	県民税								
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%								
1,000万円を超える部分	0.8%	0.6%								
住宅借入金等特別税額控除	平成21年から令和3年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合に住民税額から控除します。 【控除額】 下記①と②のいずれか少ない金額の5分の3を市民税から、5分の2を県民税から控除します。 <<平成26年3月までに入居した方(最高97,500円)>> ①住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の5% <<平成26年4月から令和3年までに入居した方(最高136,500円*)>> ①住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の7%* ※ ただし、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合に限ります。それ以外の場合は、平成26年3月までに入居した方と同様となります。									
寄附金税額控除	地方公共団体(ふるさと納税)、新潟県共同募金会、日本赤十字社新潟県支部に対する寄附や新潟県・長岡市が条例で定める団体への寄附があった場合に住民税額から控除します。 【控除額】 下記①と②の合計額 ①基本控除額 = (寄附金額 - 2千円) × 10% (市民税6%、県民税4%) ※ 寄附金額は総所得金額等の30%が上限です。 ②特例控除額 = (地方公共団体に対する寄附金額 - 2千円) × (90% - 所得税の限界税率: 0~45% × 1.021) (市民税5分の3、県民税5分の2) ※ ②は地方公共団体に対する寄附金のみ該当します。市民税・県民税所得割の20%が上限です。									
配当割額及び株式等譲渡所得割額	特定配当等に係る所得又は特定株式等譲渡所得における、配当又は株式等譲渡所得割額を申告した場合は、それぞれの金額の5分の3を市民税所得割額から、5分の2を県民税所得割額から控除します。控除しきれなかった金額は還付又は充当します。									

●市民税・県民税の計算方法

市民税・県民税は「均等割」と「所得割」の合計額です。「均等割」は市民税3,500円、県民税1,500円で、「所得割」は前年中の所得金額に応じて次の図式で計算します。分離課税分の計算方法については市民税課にお問い合わせください。



●非課税の範囲

- ①生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ②障害者、寡婦、寡夫、未成年で合計所得金額が125万円以下の方
- ③被扶養者(16歳未満の被扶養者を含む)の人数に応じて、所得金額が下記の基準金額以下の方

被扶養者人数	0人	1人	2人	3人	4人	被扶養者1人以上の場合の算式
均等割	315,000円	819,000円	1,134,000円	1,449,000円	1,764,000円	315,000円 × (1 + 被扶養者人数) + 189,000円
所得割	350,000円	1,020,000円	1,370,000円	1,720,000円	2,070,000円	350,000円 × (1 + 被扶養者人数) + 320,000円

●お問い合わせ先

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 長岡市役所 市民税課 TEL: 0258-39-2212